インバウンド誘客促進事業業務仕様書

1.　委託業務名

インバウンド誘客促進事業業務

2.　業務の目的

日本政府観光局の調査によると令和６年の訪日外国人客数は、前年比 47.1%増、2019 年比 15.6%増と、過去最高であった 2019 年を上回り、年間過去最高を更新した。

このような状況の中、外国人観光客を確実に五島市に取り込み、観光産業の活性化を促すには、海外における五島市の認知度向上と五島市への旅行商品造成の働きかけを強化する必要がある。

本業務では、海外旅行博への出展、海外旅行会社への営業及び各国のインフルエンサーを招聘した情報発信を実施し、五島市への外国人観光客の誘客促進を図る。

3.　委託業務期間

契約締結日から令和８年３月 31 日（火）まで

4.　ターゲット国及び地域

タイ、フィリピン、欧米豪

5.　委託業務内容

(1)　海外旅行博への出展及び海外営業の実施

・ターゲット国及び地域で開催される五島市への誘客に効果のある旅行博へ出展し、五島市のプロモーションを実施すること。

・出展回数はターゲット国及び地域ごとに各１回とする。

・海外旅行博及び出展内容は、受託者の提案をもとに五島市と協議のうえ決定する。

・海外旅行博への出展とあわせ、五島市を旅程へ含む旅行商品造成に向けた海外営業を、委託期間内にターゲット国及び地域で各１回ずつ行うこと。

・訪問する旅行会社は、多くの訪日観光客の送客実績があり、訪日旅行商品の造成に意欲的で、実際に五島市を含んだ旅行商品の造成を図れる旅行会社であること。

・海外営業にあたっては、各ターゲット国及び地域の第一言語で、事前に営業資料を作成すること。なお、資料の内容は、各ターゲット国及び地域の特性を考慮したうえで各国ごとに受託者が提案し、五島市と協議のうえ決定する。

・海外旅行博出展及び海外営業の実施にあたっては、通訳を手配し、五島市職員 1 名以上を同行させること。なお、五島市職員の出張手配及び旅費負担は五島市で対応する。

・委託期間内における営業先の商品造成結果については、事業実施報告書にて五島市へ報告すること。

(2)　欧米豪市場でのセールスコール及び現地調査

・委託期間中、受託者において欧米豪市場へのオンライン商談を実施すること。なお、実施対象者、件数及び方法は、受託者の提案をもとに五島市と協議のうえ決定する。

・委託期間中、受託者において、欧米豪市場の訪日旅行に関する市場ニーズ、トレンド及び動向の調査を実施すること。なお、調査対象者、件数、内容は受託者の提案をもとに、五島市と協議のうえ決定する。

・実施期間は 10 カ月（令和 7 年 6 月から令和 8 年 3 月まで）とする。

・オンライン商談及び調査の結果については、受託者がとりまとめたうえで、五島市へ月次報告すること。

(3) インフルエンサーの招聘

・次の（ア）又は（イ）の条件を満たす者を被招聘者とする。なお、条件を満たす者であれば在留外国人でも差し支えない。

（ア）ターゲット国（タイ及びフィリピン）の言語を母国語とし、その言語により SNS（原則 Instagram）又は YouTube により発信を行っており、ターゲット地域からの訪日旅行に強い影響力をもつ者

（イ）ターゲット国において訪日旅行又は旅行先選定に強い影響力をもつ本、雑誌等のライター

・被招聘者は、次表のとおりとする。

ターゲット国	人数
タイ	1 名以上
フィリピン	1 名以上
計	2 名以上

・被招聘者は複数回に分けて招聘すること。

・1 回の招聘あたり五島市内で 3 泊 4 日程度（最低 2 泊 3 日）の旅行（以下「招聘旅行」という。）とし、ターゲット国の訪日旅行スタイルやニーズをふまえ、五島市の自然、食、体験、歴史、文化などを組み合わせた行程を提案すること。行程は、受託者の提案をふまえ、五島市と協議のうえ決定する。

・招聘旅行の旅中又は旅後において、被招聘者にターゲット国の言語を用いて SNS（原則 Instagram）、YouTube、本・雑誌への記事掲載等により情報発信をさせること。なお、発信媒体及び発信回数は、五島市の魅力発信に効果的な内容を提案すること。

・被招聘者による情報発信については、その内容及びその効果をとりまとめ、五島市へ報告すること。

6.　業務完了後の提出書類

上記「５．委託業務内容」の実績を記載した事業実施報告書（A4 版。任意様式）

7. 納品先

〒853-8501 長崎県五島市福江町 1 番 1 号 五島市地域振興部文化観光課
メール：kankou@city.goto.lg.jp

8. 納品日

令和 8 年 3 月 31 日まで

9. 業務管理

・委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を五島市と協議しながら進めるものとし、本業務の進捗及び事業費執行の状況について、五島市の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。
・委託業務期間中は、毎月、「運営管理会議」を実施すること。なお、実施後は受託者において協議録を作成し、五島市へ共有すること。
・成果品や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、パワーポイント・Word・Excel 形式など、五島市において二次利用可能な形式にて作成すること。

10. その他

・業務を遂行するにあたり発生する一切の経費は受託者の負担とする。
・本仕様書に記載されていない事項については、双方の協議により定めることとする。